

## 表解説

- (1) この表は、指定数量以上の液体の危険物を貯蔵し、または取り扱うタンク（危令第2条第2号から第6号までに掲げる貯蔵所のタンク）若しくは製造所、一般取扱所又は、給油取扱所において指定数量以上の液体危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについて適用する。
- (2) 「重ね補修」とは、母材に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって、接合する補修（タンク附属物取付用当て板を除く。）をいう。
- (3) 「肉盛り補修」とは、母材及び部材の表面に金属を溶着する補修をいう。
- (4) 「溶剤部補修」とは、溶剤部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）をいう。
- (5) 「補修基準」とは、平成6年9月1日付け消防危第73号危険物規制課長通知別添1の補修基準をいう。
- (6) 「浮き屋根」には、浮き屋根付き固定屋根を含む。
- (7) 「接液部」とは、タンク容量（危令第5条第2項のタンク容量をいう。）の危険物を貯蔵する場合に当該危険物に接する部分の側板（一の側板の下部のみが当該危険物に接する場合は、その接する部分のみをいう。）をいい、「気相部」とは、接液部以外をいう。
- (8) 「熱影響軽微」とは、溶接継手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものをいう。
- (9) 「保護板」とは、補修のためではなく、屋根支柱及びサポート等のための底板保護を目的として取り付ける当て板をいう。
- (10) 「付属設備の取付け」とは、階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付け工事をいい、取付用当て板を含む。
- (11) 表中「①」は、重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09m<sup>2</sup>以下であって、合計3箇所以下のもの。
- (12) 表中「②」は、重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09m<sup>2</sup>以下のもの。
- (13) 表中「③」は、1箇所当たりの補修量が0.003m<sup>2</sup>以下で、かつ1枚当たり3箇所以下のもの。
- (14) 表中「④」は、1箇所当たりの補修量が0.003m<sup>2</sup>以下で、かつ全体の補修量が次に示すもの。
- ・ 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03m<sup>2</sup>以下
  - ・ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06m<sup>2</sup>以下
  - ・ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09m<sup>2</sup>以下
- (15) 表中「⑤」は、1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であり、かつ全体の補修長さが次に示すもの。
- ・ 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0m以下
  - ・ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0m以下
  - ・ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m以下
- (16) 特定屋外貯蔵タンクの溶接（重ね補修及び肉盛り補修に係るものを除く。）の方法は、溶接施工方法確認試験により確認されたものであること。（旧法タンクについても同様に確認されたものであることが望ましい。）
- (17) 漏れ試験については、自主検査資料により気密性が確認できるものであること。  
また、届出対象となる工事についても自主検査が適正に行なわれること。
- (18) 漏れ試験項目中、隅肉部に関しては水張検査後の試験を示す。
- (19) 圧力タンクについては、危則第22条の4（屋外タンク貯蔵所の水張検査の特例）の規定は適用されないので水圧検査が必要となる。